

防衛省訓令第10号

自衛隊の戦傷医療における輸血に関する訓令を次のように定める。

令和7年2月28日

防衛大臣 中谷 元

自衛隊の戦傷医療における輸血に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、自衛隊の戦傷医療における輸血に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 隊員 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員をいう。
- (2) 輸血 人から採血した血液を、治療のため人に投与すること（原料血液を分画せずに投与する「全血輸血」及び分画し、それぞれの成分毎に投与する「成分輸血」を含む。）をいう。

- (3) 隊員間輸血 隊員から供血された血液を当該隊員以外の隊員に輸血する行為（血液を採血した医療施設において当該血液を輸血する「狭義の隊員間輸血」及び血液を採血した医療施設と異なる医療施設等において当該血液を輸血する「広義の隊員間輸血」を含む。）をいう。
- (4) 官房長等 官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官をいう。
- (5) 各幕僚長等 人事教育局長、防衛医科大学校長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。
- (6) 異型適合血 輸血に際し、A B O血液型は異型なもの、受血者に安全に輸血できる血液をいう。

（輸血の基本原則）

第3条 輸血に当たっては、可能な限り直前に輸血の必要性、輸血時の有害事象その他必要な事項を説明の上、

受血者の同意を得て輸血を行うものとする。

- 2 事前に受血の意向が確認できる場合又は事前の意向が確認できない隊員のうち直前の意思の確認が困難かつ輸血により生命の危機が回避できる可能性がある判断される場合は、必要な輸血を行うものとする。

（供血の基本原則）

第4条 供血に当たっては、直前に供血適性検査の必要性、供血時の有害事象及び供血の重要性その他必要な事項を説明し、供血者の同意を得て供血を行うものとする。

（意向確認）

第5条 官房長等は、衛生監の定めるところにより、必要と認める隊員に対し、事前に受血及び供血に対する意向を確認し、記録しなければならない。

- 2 前項の意向は、隊員本人の意思に基づき、いつでも変更できるものとする。

（適性検査）

第6条 官房長等は、隊員のうち必要と認める者について

て、検査の必要性を事前に説明し、同意を得た上で、衛生監の定めるところにより、輸血に関する適性検査（異型適合血による全血輸血を実施する場合はその適性を含む。）を実施しなければならない。

2 官房長等は、衛生監の定めるところにより、前項の検査の結果を記録しなければならない。

（安全性の確保）

第7条 各幕僚長等は、衛生監の定めるところにより、輸血を可能な限り安全に実施するため、資材及び要員の確保等必要な措置を行うものとする。

2 衛生監は、隊員間輸血の安全を確保するための所要の措置を講ずるものとする。

（輸血記録の保管）

第8条 各幕僚長等は、衛生監の定めるところにより、輸血に関する記録を保管し、必要に応じて調査するものとする。

（教育等）

第9条 各幕僚長等は、隊員間輸血にかかる要員に対し

て、必要な教育、訓練等を実施しなければならない。

（委任規定）

第 1 0 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、官房長等及び衛生監が定める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 2 月 2 8 日から施行する。